

第60号議案

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年8月29日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)が公布され、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例を制定する必要があるので提案する。

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(長岡京市職員の再任用に関する条例の廃止)

第1条 長岡京市職員の再任用に関する条例(平成13年長岡京市条例第2号)は、廃止する。

(長岡京市職員給与に関する条例の一部改正)

第2条 長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する市の一般職に属する職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の給与に関する事項並びに単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条の2 【略】</p> <p>2 <u>法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給与は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>【削る】</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する市の一般職に属する職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)及び<u>長岡京市職員の再任用に関する条例(平成13年長岡京市条例第2号)に規定する再任用職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給与に関する事項並びに単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条の2 【略】</p> <p>2 <u>法第28条の4第1項の規定に基づいて採用された再任用職員の給与は、給料表の定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>法第28条の5第1項及び第28条の6第2項の規定に基づいて採用された再</u></p>

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2～8 【略】</p> <p>9 前項までの規定にかかわらず、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>は、昇給しないものとする。</p> <p>10 【略】</p> <p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 【略】</p> <p>2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、扶養手当を除いた額を合計額とする。</p> <p>3 【略】</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) とする。</p> <p>(1)～(13) 【略】</p> <p>4～10 【略】</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 【略】</p>	<p><u>任用職員の給料は、前項に規定する給料月額に当該職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2～8 【略】</p> <p>9 前項までの規定にかかわらず、<u>再任用職員</u>は、昇給しないものとする。</p> <p>10 【略】</p> <p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 【略】</p> <p>2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。ただし、<u>再任用職員</u>については、扶養手当を除いた額を合計額とする。</p> <p>3 【略】</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (<u>再任用職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) とする。</p> <p>(1)～(13) 【略】</p> <p>4～10 【略】</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 【略】</p>

改正後	改正前
<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>4～8 【略】 (期末手当)</p> <p>第15条の4 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（第7条の2第1項の規定の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びにその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（第15条の7第2項において「特定管理職員」という。）にあつては100分の100、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては100分の67.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>3～5 【略】 (勤勉手当)</p> <p>第15条の7 【略】</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員に</p>	<p>3 <u>再任用職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>4～8 【略】 (期末手当)</p> <p>第15条の4 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（第7条の2第1項の規定の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びにその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（第15条の7第2項において「特定管理職員」という。）にあつては100分の100、<u>再任用職員</u>にあつては100分の67.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>3～5 【略】 (勤勉手当)</p> <p>第15条の7 【略】</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員に</p>

改正後	改正前
<p>あつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額の合計額に100分の95(特定管理職員にあつては100分の115、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては100分の45)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 【略】</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第19条 第7条の2から第9条まで、第9条の3及び第15条の8の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 【略】</p> <p>8 <u>当分の間、職員の給料月額</u>は、<u>当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)</u>以後、<u>当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定による当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(給料月額に関し別の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。</u></p> <p>9 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>長岡京市職員の定年等に関する条例</u></p>	<p>あつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額の合計額に100分の95(特定管理職員にあつては100分の115、<u>再任用職員</u>にあつては100分の45)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 【略】</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第19条 第7条の2から第9条まで、第9条の3及び第15条の8の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>(昭和58年長岡京市条例第36号)</u> <u>第9条第1項又は第2項の規定により</u> <u>同条第1項に規定する異動期間(同項</u> <u>又は同条第2項の規定により延長され</u> <u>た期間を含む。)</u>を延長された同条例 <u>第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>(3) 長岡京市職員の定年等に関する条例</u> <u>第4条第1項又は第2項の規定により</u> <u>勤務している職員(同条例第2条に規</u> <u>定する定年退職日において前項の規定</u> <u>が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p><u>10 法第28条の2第1項に規定する他</u> <u>の職への降任をされた職員であつて、当</u> <u>該他の職への降任をされた日(以下この</u> <u>項及び附則第12項において「異動日」</u> <u>という。)</u>の前日から引き続き同一の給 <u>料表の適用を受ける職員のうち、特定日</u> <u>に附則第8項の規定により当該職員の受</u> <u>ける給料月額(以下この項において「特</u> <u>定日給料月額」という。)</u>が異動日の前 <u>日に当該職員が受けていた給料月額に</u> <u>100分の70を乗じて得た額(当該額</u> <u>に、50円未満の端数を生じたときはこ</u> <u>れを切り捨て、50円以上100円未満</u> <u>の端数を生じたときはこれを100円に</u> <u>切り上げるものとする。以下この項にお</u> <u>いて「基礎給料月額」という。)</u>に達し <u>ないこととなる職員(規則で定める職員</u> <u>を除く。)</u>には、当分の間、特定日以後、 <u>附則第8項の規定により当該職員の受け</u> <u>る給料月額のほか、基礎給料月額と特定</u> <u>日給料月額との差額に相当する額を給料</u> <u>として支給する。</u></p> <p><u>11 前項の規定による給料の額と当該給</u> <u>料を支給される職員の受ける給料月額と</u> <u>の合計額が第4条第1項の規定による当</u> <u>該職員の属する職務の級における最高</u> <u>の号給の給料月額を超える場合における前</u></p>	<p>【加える】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p>項の規定の適用については、同項中「<u>基礎給料月額と特定日給料月額</u>」とあるのは、「<u>第4条第1項の規定による当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額</u>」とする。</p>	
<p>1.2 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	【加える】
<p>1.3 <u>附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	【加える】
<p>1.4 <u>附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条の4第4項（第15条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「<u>給料の月額</u>」とあるのは、「<u>給料の月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額</u>」とする。</u></p>	【加える】
<p>1.5 <u>附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	【加える】

別表第2の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			255,200	274,600	289,700		

別表第3の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			255,200	274,600

別表第4の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			262,600	272,800	289,100

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和28年長岡京市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬(長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年長岡京市条例第4号)第19条から第22条までに規定する手当又はこれに相当する報酬を除く。)の額)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬(長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年長岡京市条例第4号)第19条から第22条までに規定する手当又はこれに相当する報酬を除く。)の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>2 【略】</p>	<p>2 【略】</p>

(長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年長岡京市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員(以下「職員」という。)で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第19条の2 第5条から第7条まで、第7条の3、第13条の2及び第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員(以下「職員」という。)で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第19条の2 第5条から第7条まで、第7条の3、第13条の2及び第16条の規定は、再任用職員には適用しない。</p>

(長岡京市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 長岡京市職員の退職手当に関する条例(昭和50年長岡京市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、次の各号に掲げる職員のうち、<u>常時勤務に服することを要するもの</u>(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、<u>その遺族</u>)に支給する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 長岡京市職員給与に関する条例(昭</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、次の各号に掲げる職員(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には<u>その遺族</u>)に支給する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 長岡京市職員給与に関する条例(昭</p>

改正後	改正前
<p>和26年長岡京市条例第11号)の適用を受ける者</p> <p>(3) 平成13年4月1日の前日に長岡京市職員として前号の適用を受け、引き続いて乙訓消防組合消防職員として乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例(平成13年乙訓消防組合条例第25号)の適用を受ける者</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によること</p>	<p>和26年長岡京市条例第11号)の適用を受ける者(長岡京市職員の再任用に関する条例(平成13年長岡京市条例第2号)に規定する再任用職員を除く。)</p> <p>(3) 平成13年4月1日の前日に長岡京市職員として前号の適用を受け、引き続いて乙訓消防組合消防職員として乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例(平成13年乙訓消防組合条例第25号)の適用を受ける者(乙訓消防組合消防職員の再任用に関する条例(平成15年乙訓消防組合条例第1号)に規定する再任用職員を除く。)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によること</p>

改正後	改正前
<p>なく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)~(3) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤務して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)~(4) 【略】</p> <p>2 【略】</p>	<p>なく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)~(3) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤務して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)~(4) 【略】</p> <p>2 【略】</p>

改正後	改正前
<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">【表省略】</p>	<p style="text-align: center;">【表省略】</p>
<p>(失業者の退職手当)</p>	<p>(失業者の退職手当)</p>
<p>第13条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が別に定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他市長</p>	<p>第13条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が別に定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(<u>地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職し、又は同法第28条の3の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同法第28条の4第1項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者</u>(以下この条において「再任用職員等」という。))並びに第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職</p>

改正後	改正前
<p>が別に定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることがで</p>	<p>の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他市長が別に定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(再任用職員等及び第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給</p>